

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市過疎地域持続的発展計画（案）
意見募集の趣旨	<p>黒保根地区（平成の合併前の旧黒保根村）では、過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域の指定を受け、急激な人口減少に歯止めをかけるため、「桐生市過疎地域自立促進計画」に基づき総合的に対策を実施してきましたが、「桐生市過疎地域自立促進計画」については令和 2 年度末をもって計画期間が終了しました。また、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域の指定要件の見直しが行われ、桐生地区（平成の合併前の旧桐生市）と黒保根地区が過疎地域に指定されました。</p> <p>このため、本市では、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とし、桐生地区と黒保根地区を対象地区とする「桐生市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めてきました。このたび、本計画について行政案がまとまりましたので、市民の皆様の意見を反映するため意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>
意見の募集期間	令和 3 年 7 月 1 日（木）～令和 3 年 7 月 30 日（金）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
担当	共創企画部 企画課 企画戦略担当 電話 0277-46-1111（内線 524）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。</li><li>・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。</li></ul>